

青少年に対する携帯電話の有害情報対策について

青少年課

青少年インターネット環境整備法施行 (H21. 4. 1)

【保護者の責務】

青少年が携帯電話を購入する場合には、その旨申し出る。

【携帯事業者の責務】

青少年が利用する場合には、フィルタリングサービスを提供する。

実 態 保護者が申し出れば、理由を問わずフィルタリングの解除が可能

埼 玉 県 の 取 組 状 況

県民向け

○ 青少年健全育成条例の一部改正

- 1 保護者がフィルタリングを解除できる正当な理由
 - ①就労
 - ②障害や疾病
 - ③保護者が利用状況を適切に把握
- 2 事業者は、保護者に対して口頭説明や説明書の交付
- 3 知事は、条例を遵守しない事業者に対して、勧告、公表。

保護者向け

○ 保護者への意識啓発

- 1 インストラクターの養成 (150人)
 - 【養成対象】小学生の保護者
 - 【内 容】養成された保護者により保護者の意識啓発を促す
- 2 インストラクターの派遣
 - 1年間で全小学校(828校)に派遣
 - *携帯電話事業者と連携
- 3 PTA連合会等の全面協力あり

事業者向け

○ 青少年が使用する携帯電話の推奨

平成22年度第1回九都県市青少年行政主管課長会議で埼玉県提案予定(5月11日)

【携帯電話事業者】年齢別フィルタリングサービス等の開始

7月 八都県市共同でのフィルタリングサービスの周知・徹底を要望